

第7章 事業**第1節 総則****第146条〔趣旨〕**

本章の規定は、定款に定める本協会の実施事業に付随する事業および事業に関わる権利に関する事項について定める。

第2節 実施事業**第147条〔事業の実施〕**

本協会は、バスケットボールの普及および振興を図るために、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付隨的事業を行う。

- (1) 本協会が主催する試合または催事の放送に関する放送事業
- (2) 本協会が主催する試合もしくは催事または本協会、日本代表チームもしくは日本代表チームの選手、監督、コーチ等(以下本章において「選手等」という)に関する商品の製造・販売に関する商品化事業
- (3) 体育施設の管理運営事業
- (4) その他理事会において定める事業

第148条〔商品化事業による収益〕

本協会は、前条第2項に規定する商品化事業の実施による収益を、日本代表チームの強化・育成等のために使用するものとする。

第3節 事業に関わる権利**第149条〔日本代表チームの肖像権〕**

- ① 日本代表チームの選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等(以下「肖像等」という)を管理運用する権利(以下「肖像権」という)は、次項以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- ② 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ③ 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
- ④ 本協会は、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面または物等に複数(原則として3名以上)の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面または物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数(原則として3名以上)の選手等の肖像等を使用する場合
- ⑤ 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に、原則として無償で応じなければならない。
- ⑥ 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。
- ⑦ 本協会は、第4項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化事業において無償で使用することができ、また第三者に対してその権利を許諾することができる。
- ⑧ 本協会は、選手等およびその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

第150条〔放送権〕

- ① 本協会が主催する試合または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。
- ② 前項の放送権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第151条〔商品化権〕

- ① 次の各号の権利行使し、商品を製造・販売する権利(以下「商品化権」という)は、本協会に専属的に帰属するものとする。
 - (1) 本協会または日本代表チームの名称、ロゴ、マスコット、その他本協会もしくは日本代表チームを表示する名称、意匠全般に関わる意匠権、商標権および著作権
 - (2) 本協会が主催する公式試合、公式催事およびその周辺における映像(動画)ならびに静止画像、ならびに公式試合のリアルタイム記録情報に関わる著作権および著作隣接権
 - (3) 第149条〔日本代表チームの肖像権〕第7項から第9項に定める範囲内における日本代表チームの選手等の肖像権
- ② 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

- ③ 第1項の商品化権に関する運用の詳細については、理事会において定める。